鳥取県告示第 456 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 18 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表	住所(主たる事務所	居宅サービス事業を	居宅サービス事業を	亦再年日日
者の氏名)	の所在地)	行う事業所の名称	行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人八頭	八頭郡八頭町宮谷	社会福祉法人八頭町	八頭郡八頭町宮谷254	平成19年4月1
町社会福祉協議会	254 - 1	社会福祉協議会本所	-1	日
会長 山根 博行				